

## 新たな富山県障害者計画の策定体制とスケジュールについて

### ○策定体制

- (1) 具体的な改定作業については、障害福祉課を中心とした庁内関係課で構成する幹事会で検討を行う。
- (2) 富山県障害者施策推進協議会において新計画案をご審議いただく。
- (3) 障害者団体、障害者施設・事業所及び市町村からご意見を伺うとともに、パブリックコメントを実施する。

### ○策定スケジュール（予定）

|       |       |                   |   |       |
|-------|-------|-------------------|---|-------|
| 平成25年 | 7月18日 | <b>第1回施策推進協議会</b> | ・新計画策定方針について  |       |
|       | 10月   | <b>第2回施策推進協議会</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新計画の基本理念と基本的視点について</li> <li>・新計画の施策体系と分野別施策について</li> <li>・新計画の数値目標項目について</li> </ul> | } 骨子案 |
|       | 12月   | <b>第3回施策推進協議会</b> | ・新計画の素案について   |       |
| 平成26年 | 3月    | <b>第4回施策推進協議会</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者団体等からの意見聴取やパブリックコメントで寄せられた意見とその対応について</li> <li>・新計画案について</li> </ul>              |       |

※新計画の骨子案や素案について、障害者団体、障害者施設事業所及び市町村から意見聴取（意見照会）するとともに、素案についてはパブリックコメントを実施する。